

令和3年8月27日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度8月総会を日置市東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第24号 農地法第3条許可申請書審議について	(16件)
議案第25号 農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第26号 農用地利用集積計画審議について	(28件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

※ 今回の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農地利用最適化推進委員 (15人) を除いた総会とした。

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和3年度8月定例総会を開会します。

本日は、鹿児島県が新型コロナウイルスの感染拡大基準をステージ4に引き上げ、また県独自の緊急事態宣言の発令、そしてまん延防止等重点措置が適用されましたので、農地利用最適化推進委員は欠席といたしました。

本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、12番横山義晴委員と13番地頭所忠一委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第24号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第24号農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。
資料の1頁から20頁をご覧ください。16件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,103㎡、作物は水稲です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,350㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,215㎡、作物は水稲です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,953㎡、作物は水稲です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,452㎡、作物は果樹です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は724㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,625㎡、作物は野菜です。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は14,153㎡、作物は水稲です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は6,569㎡、作物は水稲です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,081㎡、作物は野菜です。

番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,501㎡、作物は野菜です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は647㎡、作物は野菜です。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,935㎡、作物は野菜です。

番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,182㎡、作物は野菜です。

番号15の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,098㎡、作物は野菜です。

番号16の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,131㎡、作物は野菜です。

以上、計16件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

事務局 本日は推進委員が欠席のため、議案第24号の番号1及び番号2につきましては、事務局の方で代読させていただきます。

議案第24号の番号1について報告いたします。

令和3年8月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局

議案第24号の番号2について報告いたします。

令和3年8月20日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第24号の番号3について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第24号の番号4について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の下池委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番

議案第24号の番号5について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地及び一部草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番

議案第24号の番号6について報告いたします。

令和3年8月22日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第24号の番号7について報告いたします。

令和3年8月20日、私と副の松崎（秀）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第24号の番号8について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の松崎（秀）委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第24号の番号9について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の末永委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第24号の番号10について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第24号の番号11について報告いたします。

令和3年8月21日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第24号の番号12について報告いたします。

令和3年8月20日、私と副の松崎（弘）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第24号の番号13について報告いたします。

令和3年8月20日、私と副の松崎（弘）委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第24号の番号14について報告いたします。

令和3年8月21日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第24号の番号15について報告いたします。

令和3年8月21日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第24号の番号16について報告いたします。

令和3年8月20日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局の説明で、作物を野菜との説明でしたが、水稻の栽培だと思えます。

会長 はい、ありがとうございました。議案第24号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

2番 番号7の案件の場所は、私の利用状況調査の担当区域にあります。何を作付けされるか確認されていたらお知らせください。

6番 以前は遊休農地化していましたが、譲受人が整地されており、ソバの作付けを行うと聞いています。

会長 他にご質疑等は、ございませんか。

〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第24号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第24号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第25号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の21頁をご覧ください。

番号1及び番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、共同住宅、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、ドッグラン敷地、権利種別は所有権移転です。

番号7及び番号8の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号3については、隣接地する北側宅地と一体利用し、一体利用面積1207.99㎡です。

番号4については、譲渡人の父親が平成5年頃農地転用の許可を受けずに倉庫を建築していたため、始末書がついております。今回はその倉庫をリフォームして一般住宅とするものです。

番号7については、申請面積が721㎡であり、一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を越えておりますが、申請地の東側が法面があるため、有効面積が500㎡となる旨の理由書も添付されております。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第25号の番号1について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第25号の番号2について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第25号の番号3について報告いたします。

令和3年8月21日、私と副の末永委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第25号の番号4について報告いたします。

令和3年8月20日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第25号の番号5について報告いたします。

令和3年8月20日、私と副の檜物委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地と一部重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第25号の番号6について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草払い等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第25号の番号7について報告いたします。

令和3年8月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第25号の番号8について報告いたします。

令和3年8月19日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第25号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

5番 番号6の転用目的はドッグラン敷地とされていますが、登記上の地目は何になりますか。
事務局 雑種地となります。

会長 他にご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第25号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第25号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第26号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。
はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、山口義廣委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

8番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 33頁の番号2、番号3です。貸借です。

面積について、田は1,650㎡、畑はなし、計1,650㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の山口委員が関係する利用権設定の番号2、番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の山口委員が関係する利用権設定の番号2、番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

山口委員に着席の連絡をしてください。

8番 [着席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁の番号7、35頁の番号13です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田は3,065㎡、畑はなし、計3,065㎡、うち再設定面積は2,246㎡、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の横山委員が関係する利用権設定の番号7、番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の横山委員が関係する利用権設定の番号7、番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、東芳男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

11番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 36頁の番号14、番号15、番号16です。貸借です。

この案件につきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田はなし、畑は3,400㎡、計3,400㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の東委員が関係する利用権設定の番号14、番号15、番号16の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の東委員が関係する利用権設定の番号14、番号15、番号16の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 東委員に着席の連絡をしてください。

11番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議します。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁の番号19、番号20、番号21、38頁の農地中間管理機構分、番号4です。貸借です。
この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は3,323㎡、計3,323㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は4件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の春成委員が関係する利用権設定の番号19、番号20、番号21、農地中間管理事業の番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の春成委員が関係する利用権設定の番号19、番号20、番号21、農地中間管理事業の番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、馬場五男委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

7番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38頁の農地中間管理機構分の番号1、番号3です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は1,984㎡、計1,984㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の馬場委員が関係する農地中間管理事業の番号1と番号3の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の馬場委員が関係する番号1と番号3の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
馬場委員に着席の連絡をしてください。

7番 [着席]

会長 次に、迫千穂子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

5番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 38頁の番号2です。貸借です。
この案件につきましては、迫委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田は4,499㎡、畑はなし、計4,499㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第26号の迫委員が関係する農地中間管理事業の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の迫委員が関係する農地中間管理事業の番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
迫委員に着席の連絡をしてください。

5番 [着席]

会長 議案第26号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の31頁です。売買です。
面積について、田はなし、畑は2,653㎡、計2,653㎡、利用権設定件数は2件です。
次に、利用権設定分です。資料の32頁から37頁です。貸借です。
面積について、田は6,617㎡、畑は12,041㎡、計18,658㎡、うち再設定面積は7,308㎡、利用権設定件数は11件、うち再設定件数は3件です。
最後に、農地中間管理機構分です。
資料の38頁です。貸借です。
面積について、田はなし、畑は504㎡、計504㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

10番 事務局にお聞きします。所有権移転の譲受人は、認定農家ですか。

事務局 はい。認定農家です。

会長 他にご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第26号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第26号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和3年度8月総会を閉会します。

(閉会 10時10分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

12番

13番